2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県倉吉市耳字坂ノ元四二六、四二七、字トギイハ五二四、字坂ノ下五二五、関金町明高字日氏ノ上七八九の一、七八九の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町大久保字中付八一の二、八一の一五、八一の一六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町西麓一一〇の七・一一〇の九・山川町東麓三四の八・三四の一二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町西麓一一〇の七・一一〇の九・山川町東麓三四の八・三四の一二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県桑名市多度町力尾字沢地九の一三から九の一五まで・九の二三・九の二四・九の二六・九の二七・九の四二・九の四八（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、九の三二、九の四三、九の四七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十一号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十四年度に係る支給率を次のように定める。

平成二十四年三月二十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十四年度に係る支給率は、〇とする。

○国土交通省告示第三百四号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百四条第一項の規定に基づき、船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第千三百八十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

附則第二条中呉市長の項中「平成十七年」の前に「平成十五年三月三十一日における旧安芸郡下蒲刈町並びに」を加え、「旧安芸郡蒲刈町及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

○国土交通省告示第三百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
源新川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
岐阜県土岐市駄知町字槙ヶ洞五六〇番一内
三等三角点槙ヶ洞を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二九〇度一二分三九秒　六八二・九三〇メートルの地点　一号
標柱一号から三五四度二四分一二秒　一〇〇メートルの地点　二号
標柱二号から一〇二度〇二分五八秒　一八・六一七メートルの地点　三号
標柱三号から一一三度五二分〇四秒　一五・〇三五メートルの地点　四号
標柱四号から一三九度五七分〇六秒　二四・六七〇メートルの地点　五号
標柱五号から一〇一度一七分四八秒　一二・三〇一メートルの地点　六号
標柱六号から一一三度二〇分二八秒　七・五八〇メートルの地点　七号
標柱七号から一一七度五二分〇〇秒　二〇・五九六メートルの地点　八号
標柱八号から五五度二九分二五秒　一一・五四七メートルの地点　九号
標柱九号から五九度一一分一四秒　二三・四六七メートルの地点　十号
標柱十号から九五度二五分五〇秒　二九・八四二メートルの地点　十一号
標柱十一号から一一二度二〇分一〇秒　八・八七四メートルの地点　十二号
標柱十二号から一四三度四七分〇七秒　一五・五八五メートルの地点　十三号
標柱十三号から一七〇度一七分〇八秒　一四・二一二メートルの地点　十四号
標柱十四号から一七三度一九分〇五秒　一七・五三四メートルの地点　十五号
標柱十五号から九七度四二分四五秒　二〇・二八六メートルの地点　十六号
標柱十六号から七五度三一分二〇秒　二八・七七五メートルの地点　十七号
標柱十七号から八二度三三分二六秒　二八・一一九メートルの地点　十八号
標柱十八号から九六度三七分四八秒　一〇・二六四メートルの地点　十九号
標柱十九号から一二八度三五分一三秒　六・一〇八メートルの地点　二十号
標柱二十号から二四五度〇四分〇五秒　一四・四六八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二三三度一五分〇〇秒　四二・五六一メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二三五度二九分〇三秒　二三・七九六メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二六六度二八分一八秒　五〇・二八九メートルの地点　二十四号